

前橋市立学校職員の給与等に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(給与の基準等) 第3条 省略 2 省略 3 <u>幼稚園に勤務する教育職員に支給する教職調整額は、第1項第3号アの規定にかかわらず、同号アの規定による給料月額に100分の4を乗じて得た額とする。</u> <u>4</u> 省略	(給与の基準等) 第3条 省略 2 省略 <u>3</u> 省略